

一般社団法人日本がん看護学会
名誉会員選出に関する細則

平成 29 年 12 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人 日本がん看護学会（以下、「本会」という）の定款第 7 条第 4 号に基づき、名誉会員の選出に関して必要な事項を定める。

(名誉会員)

第 2 条 本会における名誉会員は、原則として次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する者とする。

(1)学会賞受賞者

(2)理事長経験者

(3)理事、監事、各種委員会委員長、学術集会会長等を経験し、かつ評議員あるいは代議員を 10 年以上委嘱された者

(名誉会員の推薦)

第 3 条 本会の代議員は、所定の様式により、名誉会員を推薦することができる。

2 所定の様式は、次の通りとする。

(1)推薦書

(2)その他、理事長が必要と認める書類

(名誉会員の承認)

第 4 条 理事長は、毎年 12 月末日までに名誉会員の推薦を受け付けるものとする。

2 被推薦者の承認は、理事会の議を経て、社員総会で承認を得る。

(名誉会員の恩典)

第 5 条 名誉会員には、次の恩典が与えられる。

(1)年会費および学術集会参加費等が免除される恩典

(2)総会で発言できる恩典

(名誉会員の英文標示)

第 6 条 名誉会員の英文標示は、Honorary Member of Japanese Society of Cancer Nursing とする。

(細則の変更)

第 7 条 本細則は、理事会の議決を経て、社員総会で承認を得る。

附則

(施行期日)

第 1 条 本細則は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附則

この細則の変更は、平成 30 年 7 月 22 日から施行する。

この細則の変更は、2023年1月9日から施行する。